

生活クラブ神奈川 遊佐田んぼクラブ規約

第1条 参加条件

この規約は遊佐共同開発米部会と生活クラブ生協神奈川が共に未来に向かって協同し、持続可能な生産と消費を創ることを宣言し、そのために遊佐共同開発米部会の生産管理のもと、生活クラブ神奈川組合員が参加して共に未来をつくる実践圃場と位置づけ、様々なチャレンジや共育を進める「遊佐田んぼクラブ」の目的に賛同した人が参加条件とします。

第2条 遊佐田んぼクラブ会員資格

- 1) 第1条に賛同すること
- 2) 遊佐田んぼクラブ実践圃場の作業計画（田植え1回、草取り4回、稲刈り1回、脱穀1回）の内、1回は参加すること
- 3) 会費5,000円を支払うこと
- 4) 1回毎に参加者負担10,000円を払うこと
- 5) 作業には自分で責任をもつこと
- 6) 遊佐のお米と産地を愛すること

第3条 会員の特典

- 1) 会員資格を満たした会員は当遊佐田んぼクラブ実践田で収穫した無農薬米もらう資格を有します。
- 2) 会員は作業に参加すると同時に遊佐の米づくりの専門的な学習、遊佐の管内視察、生産者との交流を行なえることとします。

第4条 会員の定員

2021年度は1回の作業の中会員は10人～12人とし登録会員の募集を50人とします。

第5条 その他